災害時におけるレンタル物資の提供に関する協定書

石狩市 (以下「甲」という。)と一般社団法人 ジャパン・レンタル・アソシエーション (以下「乙」という。)は、次のとおり協定 (以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、石狩市域で地震、風水害等による災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生 する恐れがある場合の物資の提供について必要な事項を定めるものとする。

(内容)

- 第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、乙に対し乙の保有する物資の提供を要請することができる。甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、「提供可能物資一覧」(別記第1号様式)に掲げる通りとする。乙はこの要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるもの とする。

(支援要請の手続き)

第3条 第2条の要請は、原則として、「物資発注書」(別記第2号様式)をもって行うものとする。ただし、「物資発注書」をもって要請するいとまがないときは、次条の連絡体制表に記載の連絡先へ電話等で要請し、その後速やかに「物資発注書」を提出するものとする。

(情報交換)

- 第4条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び保有機材の提供等についての意見交換を行い災害時に 備えるものとする。なお、連絡体制については連絡体制表(別記第3号様式)により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。
- 2 甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、物資の輸送路の状況等について情報交換を行うものとする。

(物資の運搬、引渡し)

- 第5条 甲の要請により乙が甲に提供する物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、 別に甲の指定するものが行うものとする。
- 2 前項の物資の引渡しは、乙が当該物資を本協定第3条に定める物資発注書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行なう。ただし、やむを得ない事情により物資発注書の写しを提示できない場合、予め甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代える。
 - なお、当該甲の職員又は甲の指定する者による当該物資の確認及び受領をもって当該引渡しの完了とする。
- 3 前2項の規定は、物資の使用後における甲から乙への返却について準用する。

(経費の負担)

第6条 物資の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担する ものとする。 2 前項の賃貸借料は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(代金の支払)

- 第7条 甲及び乙は、甲が物資提供を受けた後、支払の時期を甲乙協議の上決定する。
- 2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は、乙からの請求書を受理した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(円滑な運用)

第8条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携を図る ための体制整備に努めるものとする。

(履行義務の免除)

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第 11 条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が 誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2024年4月1日

甲 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 加藤龍幸

乙 東京都品川区北品川 5 丁目 1-18 大崎ツインビル東館 8F 一般社団法人 ジャパン・レンタル・アソシエーション

代表理事 梅木孝治

提供可能物資一覧

大 分 類	主 な 品 種
冷暖房器具	エアコン、冷風機、スポットクーラー、扇風機、電気ストーブ、石油ストーブ
家電製品	テレビ、冷蔵庫、掃除機、洗濯機、衣類乾燥機、電子レンジ、加湿器、冷凍庫 ウォーターサーバー、缶ウォーマー、電気ポット、除湿器
家具・寝具	テレビ台、折りたたみベッド、テーブル、いす、座卓
OA・通信	パソコン、タブレット、複合機、プリンタ、スマートフォン、無線機、音声翻訳機 モバイルルーター、プロジェクター、トランシーバー
オフィス家具	デスク、チェア、会議テーブル、ホワイトボード、パーテーション、ロッカー スチール棚、金庫、下駄箱、傘立て

その他対応可能な取り扱い物資

物資発注書

年 月 日

一般社団法人 ジャパン・レンタル・アソシエーション 様

石狩市長 加 藤 龍 幸

「災害時におけるレンタル物資の提供に関する協定書」第3条の規定に基づき、次のとおり支援を要請します。

記

1 要請事項

事		項		内容		
発	注	物	資	下記のとおり		
納	品	日	時	年 月 日 ()		
				午前·午後 時 分		
納	品	場	所			
連絡		各	先	担当職員(所属·氏名): 電話:		
備			考			

2 発注物資

分 類	品種	数量

令和 年 月 日時点

連絡体制表

甲:石狩市

	連	絡	先
		TEL	
職氏名		FAX	
		E-mail	
		TEL	
職氏名		FAX	
		E-mail	
		TEL	
職氏名		FAX	
		E-mail	
		TEL	
職氏名		FAX	
		E-mail	
		TEL	
職氏名		FAX	
		E-mail	

乙:一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション

	連	絡	先
		TEL	
職氏名		FAX	
		E-mail	
		TEL	
職氏名	á	FAX	
		E-mail	
		TEL	
職氏名		FAX	
		E-mail	
		TEL	
職氏名	3	FAX	
		E-mail	
		TEL	
職氏名		FAX	
		E-mail	